

身体障害者等に対する受験特別措置について

1 身体障害者等に対する受験特別措置の内容

身体に障害等のある受験者には、受験者からの希望により【表1】～【表5】に掲げる特別の措置を行う。

【表1】視覚障害

| 特別措置対象者 | | 特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項) | | | | 受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)(注4) |
|---------------------------------|---------|------------------------------|----------|-----|-------------------|--|
| | | 必ず措置する事項 | | | | |
| | | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | |
| 日常生活で点字を使用している者(注1) | | 点字による解答(注2) | 1.5倍 | 別室 | 点字問題冊子 点字用解答用紙 | <ul style="list-style-type: none"> 録音テープ等試験問題(カセットテープまたはCD)の併用(注5) 試験会場への乗用車での入場 |
| 上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 | | 文字による解答(注3) | 1.3倍 | 別室 | 文字解答用紙 | <ul style="list-style-type: none"> 拡大文字問題冊子の配布(注6) 拡大鏡等の持参使用 窓側の明るい座席を指定 照明器具の準備 |
| 上記以外の視覚障害者 | 比較的重度の者 | 文字による解答(注3) | 一般受験者と同じ | 別室 | 文字解答用紙 | |
| | 上記以外の者 | なし(一般受験者と同じ) | | | | |

(注)1 出題形式は、点字による出題とする。

なお、特別に措置する事項の他、点字器等の持参使用、試験室までの付き添い者の同伴が認められる。

2 解答方法について、この方法によりがたい場合には、その他の適切な方法による事ができる。

3 「文字による解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて文字解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。

4 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

5 「録音テープ等試験問題」は点字使用又は強度の弱視である場合に配布するもので、カセットテープ又はCD(コンパクトディスク)を用意する。なお、この場合、受験者はカセットテープレコーダー又は音楽CD再生機又は視覚障害者用CD読書機を持ち込むものとする。

6 「拡大文字問題冊子」とは、文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍(面積倍率2.7倍)の大きさの冊子である。

【表2】聴覚障害

| 特別措置対象者 | 特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項) | | | | |
|------------------------|------------------------------|------|-----|-------------|---|
| | 必ず措置する事項 | | | | 受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)(注1) |
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | |
| 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | なし(一般受験者と同じ) | | | | <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の付与(注2) 注意事項等の文書による伝達(注3) 座席を前列に指定 補聴器の持参使用 |
| 上記以外の聴覚障害 | なし(一般受験者と同じ) | | | | <ul style="list-style-type: none"> 注意事項等の文書による伝達(注3) 座席を前列に指定 補聴器の持参使用 |

(注)1 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

2 「手話通訳者」とは、手話通訳士等で試験室において受験者に手話通訳を行う者のことである。

3 「注意事項の文書による伝達」とは、試験室で監督員が口頭で指示することをその都度文書にして配布するものである。

【表3】肢体不自由

| 特別措置対象者 | 特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項) | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|---------------|------|-------------|--|----------|
| | 必ず措置する事項 | | | | 受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)(注1) | |
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | | |
| 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | チェックによる解答(注2) | 1.3倍 | 別室 | チェック解答用紙 | <ul style="list-style-type: none"> 介助者の付与(注3) 試験室を1階に設定 洋式トイレに近接する試験室に指定 特製機の持参使用又は試験側での準備 車いすの持参 つえの持参使用 試験室までの付添者の同伴 試験会場への乗用車での上場 | |
| 両上肢の機能障害が著しい者 | | | | | | |
| 下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | なし(一般受験者と同じ) | | | | | |
| 上記以外の肢体不自由 | 比較的重度の者 | チェックによる解答(注2) | 1.3倍 | 別室 | | チェック解答用紙 |
| | 上記以外の者 | なし(一般受験者と同じ) | | | | |

(注)1 最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

2 「チェックによる解答」とは、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えてチェック解答用紙に正解とする数字等を記入することにより解答する方法である。

3 「介助者」とは、試験室において受験者の介助を行う者のことである。

【表4】 その他病弱者等

| 特別措置対象者 | 特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項) | | | | 受験者からの希望により特別に措置が認められる事項(例)(注) |
|--|------------------------------|------|-----|-------------|---|
| | 必ず措置する事項 | | | | |
| | 解答方法 | 試験時間 | 試験室 | 試験室で用意されるもの | |
| 慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者 | なし(一般受験者と同じ) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・別室の設定 ・試験室を1階に設定 ・つえの持参使用 ・試験室までの付添者の同伴 ・試験会場への乗用車での入場 |

(注)最右欄の事項は、受験者からの希望により特別に措置が認められる事項である。

【表5】 障害等を併せもつ者

| 特別措置対象者 | 特別に措置する事項(審査の上特別に措置が認められる事項) |
|-----------|---|
| 障害等を併せもつ者 | 障害又は病弱の種類・程度に応じ、【表1】～【表4】のそれぞれの該当の欄に記載の事項 |

身体障害者等に対する受験特別措置による受験上の注意

1 受験特別措置に関する提出書類

身体に障害のある方等に対する受験特別措置を希望する者は、次の書類を実務研修受試験受験願書に添えて提出してください。

- (1) 「身体障害者等受験特別措置申請書」(様式第6号)
- (2) 医師の診断書(様式第7号その1～その4)

| 受験特別措置による種類 | 提出する書類 |
|--------------------------------------|--|
| 視覚障害で点字による解答を希望する者 | 「診断・意見書」(様式第7号その1)又は「身体障害者手帳の写し」 |
| 聴覚障害で受験特別措置を希望する者 | 「診断・意見書」(様式第7号その2)又は「身体障害者手帳の写し」 |
| 重度の肢体不自由及び強度の弱視者で試験時間の延長(1.3倍)を希望する者 | 「診断・意見書」(様式第7号その3又はその4)又は「身体障害者手帳の写し」 |
| 身体に障害等のある者で、上記以外の受験特別措置を希望する者 | 「診断・意見書」(様式第7号その1、その3又はその4) 様式第7号その1 → 視覚障害 様式第7号その3 → 肢体不自由 様式第7号その4 → 病弱者 |

なお、特別措置対象者に該当することが下表の身体障害者手帳により確認できる場合にあつては、当該手帳の写しの提出をもって医師による診断・意見書に代えることができる。

| | 特別措置対象者 | 身体障害者手帳の記載事項により確認できる範囲 | | |
|--------|-------------------------------|------------------------|-----------------------|------|
| | | 障害名 | 級別 | |
| 視覚障害 | 日常生活で点字を使用している者 | 視覚障害 | 1～6級 | |
| | 上記以外の強度の弱視者で良い方の矯正視力が0.15未満の者 | 視覚障害 | 1～4級 | |
| | 上記以外の視覚障害 | 比較的重度の者 | 視覚障害 | 5、6級 |
| | | 上記以外の者 | —— | —— |
| 聴覚障害 | 両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者 | 聴覚障害 | 2級 | |
| | 上記以外の聴覚障害 | 聴覚障害 | 3、4、6級 | |
| 肢体不自由 | 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 | 体幹機能障害 | 1級 | |
| | 両上肢の機能障害が著しい者 | 上肢機能障害 | 1級 | |
| | 下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者 | 下肢機能障害 | 1級 | |
| | 上記以外の肢体不自由者 | 比較的重度の者 | 脳原性運動機能障害(移動機能障害を除く。) | 1、2級 |
| 上記以外の者 | | —— | —— | |

2 受験特別措置の決定通知

受験特別措置申請者に対しては、「身体障害者等受験特別措置決定通知書」により決定した特別措置を通知しますので、受験票と同様に試験会場に持参してください。

3 その他の注意事項

- (1)「点字問題冊子」は、点字による出題形式のものです。この形式による解答者は、点字器等を持参のうえ、使用してください。試験本部(茨城県社会福祉協議会)では、点字器等の準備はしていません。
- (2)「拡大文字問題冊子」は、文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍(用紙は2.7倍)の大きさの冊子です。
- (3)「録音テープ等試験問題の併用」は、試験問題をカセットテープ又はCD(コンパクトディスク)に吹き込んだものを「点字問題冊子」等と併用してもらうものです。これを希望した方は、カセットテープレコーダー又は音楽CD再生機又は視覚障害者用CD読書機及びイヤホンを持参のうえ、使用してください。試験本部(茨城県社会福祉協議会)では、カセットテープレコーダー、電池等の準備はしていません。
- (4)「文字解答用紙」は、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、文字解答用紙に正解とする数字を記入することにより解答するものです。
- (5)「チェック解答用紙」は、一般の解答用紙にマークする解答方法に代えて、チェック解答用紙に正解とする数字をチェックすることにより解答するものです。
- (6)「注意事項の文書による伝達」は、試験室で試験監督員が口頭で指示することをその都度文書にし、配布するものです。
- (7) 拡大鏡、補聴器、車椅子等個人的に用意するものは、必ず自分でお持ちください。
- (8) 特製机、照明器具等特別なものの使用については、茨城県社会福祉協議会にご連絡ください。
- (9) 身体障害者、病弱者に限らず、**妊娠等**により配慮を希望する方にも、受験特別措置を行うことができます。**状態がわかるもの(母子手帳等)のコピーを添えて**「介護支援専門員実務研修受講試験身体障害者等特別措置申請書」(様式第6号)をご提出ください。

「身体障害者等受験特別措置申請書」作成上の注意

- (1) この申請書は、本人又は代理人(受験者と相談の上)が記入してください。
- (2) 「(4)各欄の記入方法」を参照のうえ、黒又は青のボールペンを使用し、正確に記入してください。
- (3) 記入を誤った場合は二重線で消し、受験者本人の印鑑で訂正してください。

(4) 各欄の記入方法

| 区 分 | 記 入 方 法 等 |
|-------------------|--|
| 「整理番号」欄 | ※この欄は、記入しないでください。 |
| 「氏 名」欄 | 漢字で記入してください。 |
| 「性 別」欄 | 該当する文字を○で囲んでください。 |
| 「身体障害の程度」欄 | 該当する事項について、「該当する」の文字を○で囲んでください。この場合必ず1欄のみに記入してください。 身体障害者手帳の交付を受けている者は、交付番号及び交付年月日等についても記入してください。 下の欄には、症状及び日常生活での状況等を詳しく記入してください。 (例) 「下肢障害のため車いすを使用している」 「洋式トイレを介助なしで使用できる」 |
| 「受験に際して希望する措置」欄 | 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。 該当する希望事項がない場合には、「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、右欄にどのような措置を希望するのか詳しく記入してください。 特に希望する事項がない場合には、右最下欄の「希望しない」の文字を○で囲んでください。 |
| 「受験者の現住所・連絡電話番号」欄 | 緊急の連絡の場合に必要となりますので、必ず記入してください。 アパート等の場合には、名称、室名又は○○様方まで正確に記入してください。 (注) 現住所・連絡電話番号に変更があった場合には、「記載事項変更届」に新旧の事項を明記し、速達郵便で届け出てください。 |
| 「記入者名」欄 | 本人又は記入代理者が署名、 <u>押印</u> してください。 |